

公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第11号

公立学校職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則
(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)</u> 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 <u>職員(次項に掲げる職員を除く。)</u>の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第27条第2項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものは、7.75に18を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>条例第2条に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)</u> 7.75に18を乗じたものに、勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得たもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p>第8条の2 給料の調整額は、<u>別表第1の職員欄に掲げる職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる調整基本額(その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で</p>

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 育児短時間勤務職員等 勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 短時間勤務職員 勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあっては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1の2又は別表第1の3の調整基本額欄に掲げる額

(2) 条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第1の4又は別表第1の5の調整基本額欄に掲げる額

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。

5 第1項、第2項及び前項の規定による給料の調整額並びに第3項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもってこれらの規定の額とする。

第11条 略

(1) 略

除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、その額が当該職員の給料月額100分の25を超えるときは、当該職員の給料月額100分の25に相当する額とする。

第11条 職員が給与期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 略

(2) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3)～(8) 略

2 略

（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項若しくは第4項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額、第20条第1項の規定による管理職手当又は第21条第5項第16号の規定による特殊勤務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額、管理職手当又は特殊勤務手当の月額とする。

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第8条の2第3項第1号関係）

略

別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第8条の2第3項第1号関係）

略

別表第1の4 高等学校等教育職給料表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の調整基本額表（第8条の2第3項第2号関係）

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,200円
特2級	9,100円
3級	10,200円
4級	12,500円

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

(3)～(8) 略

2 略

（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算）

第27条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、職員の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条第2項若しくは第3項、職員の育児休業等に関する条例第18条の規定により読み替えられた条例第7条第1項、第2項、第4項若しくは第9項若しくは条例第8条の規定による給料月額、第8条の2の規定による給料の調整額、第20条第1項の規定による管理職手当又は第21条第5項第16号の規定による特殊勤務手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額、給料の調整額、管理職手当又は特殊勤務手当の月額とする。

別表第1の2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第8条の2関係）

略

別表第1の3 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表（第8条の2関係）

略

別表第1の5 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける定年前再任用
短時間勤務職員の調整基本額表（第8条の2第3項第2号関係）

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
特2級	8,900円
3級	10,000円
4級	12,200円

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

（条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

2 条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第8条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額）

3 条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第20条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（条例附則第5項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額
の端数計算）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。

4 職員の育児休業等に関する条例附則第4項第2号の規定により読み替えられた条例附則第5項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 産業教育手当の支給に関する条例施行規則(昭和33年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務職員等の産業教育手当の月額の間数計算)</p> <p>第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、第1条の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p>	<p>(育児短時間勤務職員等の産業教育手当の月額の間数計算)</p> <p>第6条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、第1条の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p>

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p>	<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間(条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。次条、第9条第1項第1号、第10条第2号、第16条の2第1項第1号、第17条の2第1項及び第18条において同じ。)を定</p>

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。
 (2)～(5) 略

（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間）

第15条の2 略

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、条例第22条の3第3項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3・4 略

めることができる。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
 (2)～(5) 略

（条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間）

第15条の2 略

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、条例第22条の3第3項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3・4 略

（定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和35年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児短時間勤務職員等の定時制通信教育手当の月額の特数計算） 第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員について、第1条の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>	<p>（育児短時間勤務職員等の定時制通信教育手当の月額の特数計算） 第4条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員について、第1条の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の特数があるときは、その特数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第5条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

第3条 略

(1)・(2) 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者

ア～ウ 略

（勤勉手当の成績率）

第14条 条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第15条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

第3条 条例第24条の3第1項後段の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。

(1)・(2) 略

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員その他教育委員会の定める者に限る。）となつた者

ア～ウ 略

（勤勉手当の成績率）

第14条 条例第7条第9項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) 略

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

（へき地手当等に関する規則の一部改正）

第6条 へき地手当等に関する規則（昭和46年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

(へき地手当に関する規則の廃止)

2 略

(職員の給与に関する条例附則第4項又は公立学校職員の給与に関する条例附則第5項の規定の適用を受ける職員のへき地手当等の額)

3 職員の給与に関する条例附則第4項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて第3条第1項に規定する指定日の前日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項及び同条第2項の規定の適用については、当分の間、他の職員との均衡を考慮して教育委員会が人事委員会に協議して定めるところによる。

附 則

(へき地手当に関する規則の廃止)

2 略

(教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正)

第7条 教職調整額の支給方法に関する規則(昭和46年香川県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	<p>(育児短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>

(住居手当に関する規則の一部改正)

第8条 住居手当に関する規則(昭和49年香川県教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第22条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県教育委員会規則第10号)第5条第3項に該当する職員(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第13条の規定により採用された職員を除く。)で、同規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転(国家公務員、職員以外の地方公務員その他の教育委員会が人事委員会に協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(教育委員会が管理する宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会に協議して定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第22条の2第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、単身赴任手当に関する規則(平成2年香川県教育委員会規則第10号)第5条第3項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)で、同規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は学校の移転(国家公務員、職員以外の地方公務員その他の教育委員会が人事委員会に協議して定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年香川県条例第5号)第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年香川県条例第47号)第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(教育委員会が管理する宿舍並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会に協議して定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第9条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年香川県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 略</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)にあつてはその額に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号。以下「勤務時間等条例」という。)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、条例第2条に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第3条第3項から第5項までの規定により定められたそ</p>

- (1) 条例第24条の7第1項に規定する職員で中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けるもの(第3号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額
- (2)～(7) 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

(条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額)

- 2 条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号から第7号までの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

- (1) 条例第24条の7第1項に規定する職員で中学校及び小学校教育職給料表の適用を受けるもの(第3号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が条例第7条第9項に規定する再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額
- (2)～(7) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年1月1日から適用する。

別表第1 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		略				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		円 3,200	円 3,800	円 4,500	円 5,100	円 6,400

別表第1 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		略				
再任用職員以外の職員						
	再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

別表第2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		略				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		円 3,200	円 3,800	円 4,500	円 5,100	円 6,400

別表第2 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		略				
再任用職員以外の職員						
	再任用職員	3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

（高速艇に係る通勤手当に関する規則の一部改正）

第10条 高速艇に係る通勤手当に関する規則（昭和53年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(支給単位期間)	(支給単位期間)

第6条 略

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第3項第1号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3・4 略

第6条 略

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、給与条例附則第3項第1号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3・4 略

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第11条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（1） 略</p> <p>ア <u>職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定による採用（当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。）</u>をされたこと。</p> <p>イ 略</p> <p>（2）～（8） 略</p>	<p>（権衡職員の範囲等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第22条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に勤務する学校に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</p> <p>ア <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）</u>をされたこと。</p> <p>イ 略</p> <p>（2）～（8） 略</p>

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第12条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の職員</u> <u>次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>条例第22条第1項第1号及び第2号に掲げる校長</u> <u>7,000円</u></p> <p>イ <u>条例第22条第1項第2号に掲げる副校長</u> <u>7,000円</u></p> <p>ウ <u>条例第22条第1項第1号及び第2号に掲げる教頭</u> <u>7,000円</u></p> <p>エ <u>条例第22条第1項第3号に掲げる主事</u> <u>6,000円</u></p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員(条例第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)</u> <u>次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>前号アに掲げる職員</u> <u>6,000円</u></p> <p>イ <u>前号イに掲げる職員</u> <u>6,000円</u></p> <p>ウ <u>前号ウに掲げる職員</u> <u>6,000円</u></p> <p>エ <u>前号エに掲げる職員</u> <u>5,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) <u>次号に掲げる職員以外の職員</u> <u>次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>前条第1項第1号アに掲げる職員</u> <u>3,500円</u></p> <p>イ <u>前条第1項第1号イに掲げる職員</u> <u>3,500円</u></p> <p>ウ <u>前条第1項第1号ウに掲げる職員</u> <u>3,500円</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 条例第24条の2第3項第1号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>条例第22条第1項第1号及び第2号に掲げる校長</u> <u>7,000円</u></p> <p>(2) <u>条例第22条第1項第2号に掲げる副校長</u> <u>7,000円</u></p> <p>(3) <u>条例第22条第1項第1号及び第2号に掲げる教頭</u> <u>7,000円</u></p> <p>(4) <u>条例第22条第1項第3号に掲げる主事</u> <u>6,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>第4条 条例第24条の2第3項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に掲げる職員</u> <u>3,500円</u></p>

- エ 前条第1項第1号エに掲げる職員 3,000円
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 前号アに掲げる職員 3,000円
 - イ 前号イに掲げる職員 3,000円
 - ウ 前号ウに掲げる職員 3,000円
 - エ 前号エに掲げる職員 2,500円

2 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(条例附則第5項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第5項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第4条第1項の規定の適用については、当分の間、第3条第1項第1号及び第4条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

- (2) 前条第1項第2号に掲げる職員 3,500円

- (3) 前条第1項第3号に掲げる職員 3,500円

- (4) 前条第1項第4号に掲げる職員 3,000円

2 略

附 則

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第13条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>（条例第3</p>	<p>(年次休暇の日数)</p> <p>第9条 条例第12条第1項の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の教育委員会規則で定める日数は、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 齊一型短時間勤務職員（<u>再任用短時間勤務職員等</u>（条例第3条第3</p>

条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)別表第1の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)1週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあっては別表第2の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数、1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあっては同表の中欄に掲げる当該職員が1年間継続勤務した場合の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(3) 略

(4) 次号から第10号までに掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの又は任期が満了することにより退職することとなるものその者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者の定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。)(当該基本日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数)

(5) 新たに職員となる者であって、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務(以下「従前の勤務」という。)と継続するものとされるもの(次号から第10号までに掲げる職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数(定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者の定める日数)
ア・イ 略

(6)～(10) 略

2 前項第6号から第10号までに掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合における条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数とする。

3 略

項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)別表第1の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。)1週間ごとの勤務日の日数が同一である職員にあっては別表第2の左欄に掲げる当該職員の1週間ごとの勤務日の日数、1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員にあっては同表の中欄に掲げる当該職員が1年間継続勤務した場合の日数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数

(3) 略

(4) 次号から第10号までに掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの又は任期が満了することにより退職することとなるものその者の当該年における在職期間に応じ、別表第3の日数欄に掲げる日数(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者の定める日数とし、以下この条において「基本日数」という。)(当該基本日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項又は第2項の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合にあっては、当該日数)

(5) 新たに職員となる者であって、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり新たに職員となった日以後の勤務が同日前の勤務(以下「従前の勤務」という。)と継続するものとされるもの(次号から第10号までに掲げる職員を除く。)次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める日数(再任用短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者の定める日数)
ア・イ 略

(6)～(10) 略

2 前項第6号から第10号までに掲げる職員が再任用短時間勤務職員等である場合における条例第12条第1項の教育委員会規則で定める日数は、その者の勤務時間等を考慮し、任命権者が別に定める日数とする。

3 略

(年次休暇の単位)

第11条 略

2 略

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等実平均勤務時間数(週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。第13条第1項第15号において同じ。)

(病気休暇)

第12条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等平均勤務時間数(週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。次条第4項第2号において同じ。)

(特別休暇)

第13条 略

(1)～(14) 略

(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一年度の6月から9月までの期間内において5日(定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。))を限度とする。

(16)～(20) 略

(年次休暇の単位)

第11条 略

2 1時間を単位とする年次休暇を使用した場合において、その使用した当該年次休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 実平均勤務時間数(週間勤務時間を実際の勤務日数で除して得た時間数をいう。第13条第1項第15号において同じ。)

(病気休暇)

第12条 略

2 略

3 1時間を単位とする病気休暇を使用した場合において、その使用した当該病気休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数(週間勤務時間を5で除して得た時間数をいう。次条第4項第2号において同じ。)

(特別休暇)

第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(14) 略

(15) 夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため必要な場合 その都度必要と認める日。ただし、一年度の6月から9月までの期間内において5日(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、38時間45分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の実平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、その日数が5日を超えるときは、5日とする。))を限度とする。

(16)～(20) 略

(21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠の期間において14日（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(22) 略

2・3 略

4 略

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(介護休暇)

第14条 略

2 略

3 条例第15条第1項の定年前再任用短時間勤務職員に係る教育委員会規則で定める期間は、3月とする。

4～8 略

別表第4（第9条の2関係）

1 <u>定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等</u> 以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一で
--

略

(21) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、時間）。ただし、一の妊娠の期間において14日（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、108時間30分に週間勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た時間数（その時間数に1時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数））を限度とする。

(22) 略

2・3 略

4 1時間を単位とする第1項第6号の2、第10号から第12号の2まで及び第21号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について同項第6号の2及び第10号から第12号の2までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1) 略

(2) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 平均勤務時間数

(介護休暇)

第14条 略

2 略

3 条例第15条第1項の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に係る教育委員会規則で定める期間は、3月とする。

4～8 略

別表第4（第9条の2関係）

1 <u>再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等</u> 以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育
--

略

ある育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合		育児短時間勤務（以下この表において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	
2・3 略		2・3 略	
4 定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	略	4 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この表において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合	略
5・6 略		5・6 略	
略		略	

（指導が不適切な教員の認定等に関する規則の一部改正）

第14条 指導が不適切な教員の認定等に関する規則（平成20年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「教員」とは、県教育委員会の任命に係る教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。</p> <p>2 略</p>

（教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則の一部改正）

第15条 教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則（令和3年香川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第7条の教育委員会規則で定める時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（条例第7条の教育委員会規則で定める時間）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る条例第7条の人事</p>

(1) 略

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号）第13条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間

(3) 略

（条例第8条第3項の教育委員会規則で定める事項）

第4条 略

2～6 略

7 条例第8条第3項第5号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8・9 略

10 服務監督教育委員会は、条例第8条第3項第5号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

（対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分した場合の勤務日の数及び総勤務時間の割振り）

第5条 服務監督教育委員会は、条例第8条第4項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）を除く各期間にお

委員会に協議して教育委員会規則で定める時間は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。） 休憩時間を除き15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間

(3) 略

（条例第8条第3項の教育委員会規則で定める事項）

第4条 略

2～6 略

7 条例第8条第3項第5号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務日は、月曜日から金曜日までの5日間（育児短時間勤務職員等にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては月曜日から金曜日までの5日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8・9 略

10 服務監督教育委員会は、条例第8条第3項第5号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等にあつては育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

（対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分した場合の勤務日の数及び総勤務時間の割振り）

第5条 服務監督教育委員会は、条例第8条第4項の規定により対象期間を1箇月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）を除く各期間にお

ける勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日を除いた日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては服務監督教育委員会が定める日数）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 服務監督教育委員会は、前項の区分をし、条例第8条第4項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数に当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては服務監督教育委員会が定める時間）を乗じて得た時間を合計した時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

ける勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日を除いた日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては服務監督教育委員会が定める日数）とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 服務監督教育委員会は、前項の区分をし、条例第8条第4項の規定により最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数に当該各号に定める時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては服務監督教育委員会が定める時間）を乗じて得た時間を合計した時間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和4年改正条例 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年香川県条例第33号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第2項第2号に規定する職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第2項第3号に規定する職員をいう。

(4) 暫定再任用職員等 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員をいう。

(5) 施行日 この規則の施行の日をいう。

(6) 旧法再任用職員 施行日前に、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

(給料の調整額に係る暫定再任用職員に関する経過措置)

3 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号。以下「給与条例」という。）第8条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。附則第6項、第7項及び第10項において同じ。）とみなして、第1条の規定による改正後の公立学校職員の給料等の支給に関する規則（以下「新支給規則」という。）第8条の2第3項第2号の規定を適用する。

4 給与条例第17条の規定により給料の調整額を支給する職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める暫定再任用職員等のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新支給規則第8条の2及び前項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新支給規則第8条の2第2項第2号に定める数を、同項第1号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員であった職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める暫定再任用職員等となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める暫定再任用職員等(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額
 - (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった暫定再任用職員等(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に令和4年改正条例第3条の規定による改正前の給与条例(次号において「令和5年旧給与条例」という。)及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第1条の規定による改正前の公立学校職員の給料等の支給に関する規則(次号において「旧支給規則」という。)第8条の2の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった暫定再任用職員等(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、令和5年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として旧支給規則第8条の2の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
 - ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
 - イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ令和5年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)(改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)
- 6 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第1項及び第15条第1項の規定を適用する。
(改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)
- 7 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条第1号の規定を適用する。
(改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)
- 8 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に勤務する学校に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員等は、給与条例第22条の4第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員とする。
 - (1) 令和4年改正条例附則第7項又は第12項の規定による採用(当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。)をされたこと。
 - (2) 令和4年改正条例附則第8項又は第13項の規定による採用(当該採用の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける場合に限る。)をされたこと。
- 9 施行日前に、第11条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 10 暫定再任用職員等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第12条の規定による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条第1項及び第4条第1項の規定を適用する。

(改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置)

- 11 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項及び附則第13項において同じ。）とみなして、第13条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（次項において「新勤務時間規則」という。）の規定を適用する。

- 12 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規則第14条第3項の規定を適用する。

(改正後の教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 13 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第15条の規定による改正後の教育職員の週休日及び正規の勤務時間の割振りの特例等に関する規則第2条第2項第2号の規定を適用する。

(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

- 14 令和4年改正条例附則第33項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

- 15 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第34項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第33項（前項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第32項